

高等学校教育の特色化・魅力化の取組及び指導実践事例に関する 効果的な広報戦略実証事業 審査要項

令和4年12月8日
文部科学省初等中等教育局長決定

「高等学校教育の特色化・魅力化の取組及び指導実践事例に関する効果的な広報戦略実証事業」の審査は、この審査要項に従って行う。

1. 審査の基本方針

審査は、申請された本事業に関する企画提案書について、事業内容及び事業実施体制について評価するとともに、ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価も行う。

なお、採択に際しては審査の評点順とするが、取組の特徴にも配慮する。

2. 審査の方法

(1) 審査方法・審査の枠組み

- ① 審査を実施するため「高等学校教育の特色化・魅力化の取組及び指導実践事例に関する効果的な広報戦略実証事業」審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。
- ② 審査委員会においては、受理された全ての申請について書面審査を実施する。

(2) 審査（の進め方）

- ・審査委員会は、団体等から提出された企画提案書について、審査要項、審査基準に基づき、書面審査を行う。
 - ・原則として、審査委員の評価を平均した得点の高い者を採択先として決定する。
 - ・必要に応じて企画提案書についての改善のための条件又は意見を付すことができる。
- また、書面審査の結果、必要があるときは、審査委員会による合議審査等を追加で実施する。

3. 審査の観点

本事業の採択に当たっては、「高等学校教育の特色化・魅力化の取組及び指導実践事例に関する効果的な広報戦略実証事業」審査基準に沿って審査を行う。なお、審査に当たっては、審査の基本方針を踏まえ、本事業に関する企画提案書について、事業内容及び事業実施体制について評価を行うとともに、ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価も行う。

4. 開示・公開等

(1) 審査委員会の審議内容の取扱い

各企画提案書の審査及び会議資料については、審査の円滑な遂行確保の観点から原則非公開とする。ただし、審査委員会が公開とすることを決定したときは、この限りでない。

(2) 審査結果について

審査結果等については、社会への情報提供を行う。

(3) 審査委員会委員の氏名について

審査委員会委員の氏名については、公正かつ中立な審査に著しい支障を及ぼすおそれが無くなった後、速やかに公開する。

5. 協力者の遵守事項

(1) 秘密の保持

審査委員は、本審査で知り得た情報を口外してはならない。ただし、公表されている内容はその限りではない。

(2) 利害関係者の審査

- ① 審査委員は、競争参加者の中に次のいずれかに該当する者がいたときは、速やかに文部科学省初等中等教育局参事官（高等学校担当）付に申し出なければならない。
 - (ア) 競争参加者の企画提案書の中に、何らかの形で審査委員自身が参画する内容の記載があった場合
 - (イ) 審査委員が所属している法人等から申請があった場合
 - (ウ) 審査委員自身が、過去5年以内に競争参加者から寄附を受けている場合
 - (エ) 審査委員自身が、過去5年以内に競争参加者と共同研究又は共同で事業を行い且つそのための資金を審査委員自身が受け取っている場合
 - (オ) 審査委員自身と競争参加者との間に、過去5年以内に取引があり且つ競争参加者からその対価を審査委員自身が受け取っている場合
 - (カ) 審査委員自身が、競争参加者の発行した株式または新株予約券を保有している場合
 - (キ) その他、競争参加者（競争参加者が法人の場合はその役員、その他企画提案書の中の研究代表又は共同参画者等を含む）との間に深い利害関係があり、当該競争参加者の審査を行った場合に社会通念上の疑義を抱かれるおそれがある場合
- ② 前項の（ア）から（カ）に該当する場合、当該審査委員はその関係性を有する競争参加者の審査を行ってはならない。また、（キ）に該当する場合、文部科学省は審査委員会に当該審査委員の審査の可否についての決定を求めなければならない。ただし、当該審査委員自ら当該競争参加者の審査を辞退した場合はその限りではない。
- ③ 審査委員会は、前項の要請を受けた場合はただちに審査委員の中から委員長を選任し、当該審査委員の審査の可否について決定しなければならない。また、審査委員会は、前項の要請を拒否することもできる。
- ④ 審査委員は、前項により審査委員会が審査を行ってはならないことを決定した場合又は要請を拒否した場合はその関係性を競争参加者の審査を行ってはならない。

(3) 不公正な働きかけ

- ① 審査委員は、当該審査については不公正な働きかけがあった場合は、すみやかに文部科学省初等中等教育局参事官（高等学校担当）付に報告しなければならない。
- ② 文部科学省は前項の報告を受けた場合は適切に対処しなければならない。

高等学校教育の特色化・魅力化の取組及び指導実践事例に関する 効果的な広報戦略実証事業 審査基準

令和4年12月8日
文部科学省初等中等教育局長決定

高等学校教育の特色化・魅力化の取組及び指導実践事例に関する効果的な広報戦略実証事業の審査において、審査項目ごとの審査基準を以下のとおり定める。

(1) 採択案件の決定方法

原則として、審査委員の評価を平均した得点の高い者を採択先として決定する。採択件数は公募時点の予定件数であり、審査委員会の決定により増減する場合がある。

(2) 審査の評点

高等学校教育の特色化・魅力化の取組及び指導実践事例に関する効果的な広報戦略実証事業審査要項（以下「審査要項」という。）の「3. 審査の観点」に基づく別紙「審査項目」ごとに、後述の「(3) 審査の観点」を踏まえて以下の区分により判断することとする。なお、ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価は別に定める。

	大変優れている	優れている	やや優れている	やや劣っている	劣っている
5点満点	5	4	3	2	1
10点満点	10	8	6	4	2
15点満点	15	12	9	6	3

【評点の基本的考え方】

- 別紙「審査項目」の評価の観点1及び2のそれぞれの項目に対して、「配分点」欄に記載の点数を上限として各審査委員が絶対評価を行って採点した点数の合計に、評価の観点3の得点を加えて採点し、各審査委員の合計点の平均点を企画提案の得点とする。
- ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価も行う。
 - ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を有していること。
以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。
 - 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定・プラチナえるぼし認定）等
 - ・認定段階1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝1点
 - ・認定段階2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝2点
 - ・認定段階3＝3点

- ・プラチナえるぼし認定企業＝5点
 - ・行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が100人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）＝1点
- 次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）
- ・くるみん認定①（平成29年3月31日までの基準）（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号。以下「平成29年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項の規定に基づく認定）＝1点
 - ・トライくるみん認定＝2点
 - ・くるみん認定②（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準）（次世代法施行規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第185号。以下「令和3年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第4条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定に基づく認定（ただし、①の認定を除く。））＝2点
 - ・くるみん認定③（令和4年4月1日以降の基準）（令和3年改正省令による改正後の次世代法施行規則第4条第1項第1号及び第2号の規定に基づく認定）＝2点
 - ・プラチナくるみん認定＝5点
- 青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定
- ・ユースエール認定＝2点
- 上記に該当する認定等を有しない＝0点

（3）各評点の所見等

- ① 審査の所見は、採択すべき構想の決定に当たって極めて重要な判断材料となるため、できるだけ「コメント」欄又は「総合所見」欄に記入すること。特に、後述の「（3）審査の観点」の各項目の評点で、「大変優れている」や「劣っている」の評点を付した場合、どの点が非常に優れているのかまたはどの点が不十分であるのかについて、具体的に判断根拠・理由等を必ず「コメント」欄に記入すること。
- ② 採択となった際、計画の修正等の条件を付す必要がある場合は、必ずその内容を「総合所見」欄に記入すること。

（4）審査の観点

1 事業内容に関する評価

- 1-1 本事業の趣旨・目的をよく理解し、実施計画が具体的かつ明確に設定され、実現性が高いものになっていること。
- 1-2 高等学校の特色・魅力ある取組のコンテンツ作成については、内容、デザイン、検索等の機能面等から効果的に周知できる提案内容となっていること。
- 1-3 専門高校におけるデジタル教材等を活用した指導実践事例の調査・収集について

は、よく実態を踏まえた調査方針が立てられているとともに、現場での活用等が十分見込める提案内容となっていること。

1-4 必要な内容をターゲット層に効果的に周知できるポータルサイト構成及び広報戦略が提案されていること。

1-5 事業実施により期待される成果・目標が明確に設定されており、その達成度合いを評価するための指標が定められ、客観的に検証できる計画となっていること。

1-6 提案内容に新規性・独創性に富んだアイデアやノウハウが盛り込まれており、かつ成果が期待できるものであること。

1-7 不要な経費が計画に入っていないこと。全体経費のうち、再委託費が大部分を占めていないこと。

2 事業の実施体制に関する評価

2-1 本事業を担当する組織・チーム、メンバー及び本事業の遂行に必要な技術・ノウハウ・実績が具体的に示されていて、かつそれが本事業を遂行する上で妥当な体制となっていること。

2-2 本事業を効果的に実施するため、関係機関や知見のある有識者等と連携した妥当な実施体制となっていること。

3 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標

3-1 ワーク・ライフ・バランス等の取組

以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。

- 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）又は一般事業主行動計画策定（常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る）
- 次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定・プラチナ認定企業）
- 青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定

別紙「審査項目」

高等学校教育の特色化・魅力化の取組及び指導実践事例に関する効果的な広報戦略実証事業

		評価の観点	配分点
1. 事業内容に関する評価			
審査項目	①	本事業の趣旨・目的をよく理解し、実施計画が具体的かつ明確に設定され、実現性が高いものになっていること。	15点
	②	高等学校の特色・魅力ある取組のコンテンツ作成については、内容、デザイン、検索等の機能面等から効果的に周知できる提案内容となっていること。	15点
	③	専門高校におけるデジタル教材等を活用した指導実践事例の調査・収集については、よく実態を踏まえた調査方針が立てられているとともに、現場での活用等が十分見込める提案内容となっていること。	15点
	④	必要な内容をターゲット層に効果的に周知できるポータルサイト構成及び広報戦略が提案されていること。	15点
	⑤	事業実施により期待される成果・目標が明確に設定されており、その達成度合いを評価するための指標が定められ、客観的に検証できる計画となっていること。	5点
	⑥	提案内容に新規性・独創性に富んだアイデアやノウハウが盛り込まれており、かつ成果が期待できるものであること。	5点
	⑦	不要な経費が計画に入っていないこと。全体経費のうち、再委託費が大部分を占めていないこと。	5点
2. 事業の実施体制に関する評価			
	①	本事業を担当する組織・チーム、メンバー及び本事業の遂行に必要な技術・ノウハウ・実績が具体的に示されていて、かつそれが本事業を遂行する上で妥当な体制となっていること。	10点
	②	本事業を効果的に実施するため、関係機関や知見のある有識者等と連携した妥当な実施体制となっていること。	10点
3. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価			
		<p>以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。</p> <p>○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（プラチナえるぼし認定）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定段階1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝1点 ・認定段階2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝2点 ・認定段階3＝3点 ・プラチナえるぼし認定企業＝5点 ・行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が100人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）＝1点 <p>○次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラチナ認定企業 ・くるみん認定①（平成29年3月31日までの基準）（次世代法施行規 	5点

	<p>則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号。以下「平成29年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項の規定に基づく認定）＝1点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トライくるみん認定＝2点 ・くるみん認定②（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準）（次世代法施行規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第185号。以下「令和3年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第4条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定に基づく認定（ただし、①の認定を除く。））＝2点 ・くるみん認定③（令和4年4月1日以降の基準）（令和3年改正省令による改正後の次世代法施行規則第4条第1項第1号及び第2号の規定に基づく認定）＝2点 ・プラチナくるみん認定＝5点 <p>○青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ユースエール認定＝2点 <p>○上記に該当する認定等を有しない＝0点</p>	
--	--	--

満点：100点